

「港区防災街づくり整備指針（素案）」に寄せられた区民意見に対する区の考え方について

1 区民意見募集の実施概要

(1) 意見の募集期間と件数

募集期間	意見の人数	意見の件数
令和5年12月25日 ～令和6年1月24日	13人 (インターネット12人、持参1人)	26件

(2) 意見の提出方法

郵送、インターネット、FAX、持参

(3) 資料の閲覧場所

港区都市計画課（区役所6階）、区政資料室（区役所3階）、総合案内（区役所1階）、各地区総合支所、各港区立図書館（みなと図書館及び高輪図書館分室を除く）

2 意見・要望等の対応状況

	対応状況	件数
1	意見を反映し、計画素案を修正したもの	3件
2	計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの	7件
3	計画素案では記述していないが、既存事業等で対応しているもの	16件
4	意見の内容が対応できないもの	0件
5	区政に対する要望等として受けたもの	0件
	合 計	26件

3 寄せられた意見に対する区の考え方

No.	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
1	第1章 基本事項	<p>時期が近く反映困難と思いますが、可能な範囲で令和6年能登半島地震災害による教訓も盛り込んで、こうした防災関連の計画を適宜改定・改善してほしいです。</p>	<p>本指針の策定にあたっては、近年の自然災害が頻発化・激甚化していることや、兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震等巨大地震発生の教訓も踏まえ地震等の被害の最小化を目指しています。素案P8「(4) 指針の対象期間」に示すとおり、港区をとりまく社会状況、まちづくりマスタープランの見直し状況等を確認し、必要に応じて指針の改定を検討します。また、今後は令和6年能登半島地震の被災状況等を基にした対策の検証を進めていきます。</p>	2	8
2	第1章 基本事項	<p>過去の大震災などの事例から判断して、防災街づくり計画案に、自然災害発生後の被災者対策までも盛り込むことを提言します。</p> <p>私は白金在住なので、第一次避難先は国立自然教育園だと明示されており避難はできますが、避難、被災した後は何も明記されていません。国立自然教育園に何名が収容でき、電気・ガス・水道・通信などのライフラインが寸断された場合、食料、水、トイレなどの確保はどうなるのでしょうか。</p>	<p>素案P8「(3) 指針が対象とする内容」に示すように、本指針は、主としてハード（施設の整備等）の側面からの防災街づくり、災害発生前の予防段階での防災街づくりを対象としています。本指針の策定にあたっては、近年の自然災害が頻発化・激甚化していることや、兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震等巨大地震発生の教訓も踏まえ、地震等の被害の最小化を目指しています。</p> <p>区では、地震に関する基礎知識や日頃から取り組むべき準備等を示した防災マニュアルとして「大震災に備えて」のパンフレットを作成しています。また、水・食料等を備蓄し配布する地域防災拠点となる区民避難所や、防災情報を掲載した「港区防災地図」、5つの総合支所毎の「防災マップ」も作成しています。これらのパンフレット、地図等の情報に加え、防災・災害対策に関する様々な情報を区ホームページで掲載し、広く周知しています。</p>	3	8

No.	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
3	第5章 基本方針・ 施策	<p>災害時にも都市機能・生活機能を維持して自立するためには、電気やエネルギーの確保は重要です。</p> <p>災害時における電気やエネルギーの確保に向けては、平時において脱炭素社会を目指した持続可能なまちづくりに向けた取組みである太陽光発電、蓄電池、コージェネレーションシステム等を防災にも役立つ取組みとして導入し、非常用発電設備を含めた複数の自立分散型電源により電源の多重化を図り、電源の確保をより確実なものにしていくことができます。このような考えを明確にするため、以下のとおり変更することを提案します。</p> <p>P65「④高層建築物等の防災対策」アにおいて、「照明等に関する非常用電源の設置」を「照明等に関する自立分散型電源（太陽光発電、蓄電池、コージェネレーションシステム、非常用発電設備等）の設置」に変更。</p>	ご意見の主旨を反映し「電気・熱をつくる自立分散型エネルギーの導入」を追記します。	1	65
4	第5章 基本方針・ 施策	P65【具体的な高層建築物特有の課題への対応】において、「自家発電の設置」を「自立分散型電源の設置」に変更することを提案します。	ご意見の主旨を反映し「自家発電の設置」を「自立分散型エネルギーの導入」に修正します。	1	65
5	第5章 基本方針・ 施策	P66「⑤在宅避難の促進」イにおいて、「災害時の電源として活用できる蓄電池」を「災害時の電源として活用できる太陽光発電、蓄電池」に変更することを提案します。	ご意見の主旨を反映し、「太陽光発電」を追記します。	1	66

No.	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
6	第5章 基本方針・ 施策	外国人の人口の多さ、増加想定、課題を記載していますが、混乱が生じないよう、さらに対応や対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。	<p>素案 P55「強み③ 多様な施設や企業と連携した防災力強化が期待できる」に示すとおり、国内の大使館の約半数が港区にあり、多くのグローバル企業や先端企業も立地しており、防災性の高さも優れているほか、それぞれの持つ先端技術との連携にも期待することとしています。</p> <p>また、外国人支援対策については、「港区地域防災計画 令和6年3月修正（素案）」P3-185「第22章 外国人支援対策」に示すとおり、外国人が災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及・啓発を図るとともに、外国人支援のための体制等の整備を行うこととしています。</p>	2	55
7	第5章 基本方針・ 施策	巻末資料によると、死者は200名、全壊・全焼の建物が2,400棟、避難者が5万人という途方もない人数で想像ができません。区役所、消防、警察、町会といった組織の人材・装備・備蓄・施設あらゆるものが足りないように思えます。	<p>素案 P56「(2) 安全につながる防災資源の充実と地域への貢献」に示すように、普段の日常生活や建物の更新時（大規模な開発や個別建物の建替え）等に、安全につながる防災資源（施設、設備、物資、組織等）をできるだけ充実することの重要性を示し、これらの防災資源が地域に貢献されることで、災害時でも自立し、回復力の高い街の実現を目指します。</p> <p>なお、令和4年5月に東京都防災会議は約10年ぶりに首都直下地震等による被害の想定を見直し公表しました。区はこの被害想定を踏まえ区内各地における被害想定を追加で調査・分析し、想定される被害・課題を明らかにしました。こうしたことを踏まえ「港区地域防災計画 令和6年3月修正（素案）」を整理し、防災計画の実効性を高めるとともに地域防災力の向上を図っていきます。</p>	2	56
8	第5章 基本方針・ 施策	駅ごとに数万人単位で発生する帰宅困難者対策が一番重要ではないかと思えます。首都直下地震でのケガ人の多数発生や救急車による病院搬送の対策として、訓練や備蓄強化などが挙げられていますが、より強力で意識浸透を図るようお願いします。	<p>素案 P67「⑥帰宅困難者対策」アに示すように、都市再生安全確保計画区域の事業者や大規模開発事業者等による、帰宅困難者用の一時滞在施設、備蓄物資の保管場所、誘導員等の確保を促進します。</p> <p>なお、区では約80カ所の一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れる協定を民間事業者等と締結しています。また、9つの駅周辺滞留者対策推進協議会があり、災害時に帰宅困難者が道路に溢れないよう訓練等を実施しています。今後も引き続き官民連携を強化し、帰宅困難者対策の充実を図っていきます。</p>	2	67

No.	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
			防災に関わる重要事項の周知、情報提供等については、今後とも様々な広報手段や訓練等の機会を通じ実施していきます。		
9	第5章 基本方針・ 施策	港区の人的被害は数千人規模となっており、その手当や搬送のリソース、収容施設が必要というリスクがほとんど言及されていないように思います。	<p>帰宅困難者対策に関しては、素案 P67「⑥帰宅困難者対策」アに示すように、都市再生安全確保計画区域の事業者や大規模開発事業者等による、帰宅困難者用の一時滞在施設、備蓄物資の保管場所、誘導員等の確保を促進します。</p> <p>また、令和5年3月に公表した「港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果」においては、会社や学校に戻れない、行き場のない帰宅困難者の数は約33,000人となっており、区では約80カ所の一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れる協定を民間事業者等と締結し、最大約48,000人の受け入れ人数を確保しています。</p> <p>負傷者収容等に関しては、「港区地域防災計画 令和6年3月修正(素案)」P2-130で示すとおり、医療救護体制として、区内病院のうち東京都の災害拠点病院に3か所、災害拠点連携病院に3か所を指定しています。また、災害時の緊急医療救護所に関する協定を区内12病院と締結しています。震災資料編 P166「震3-11-1 災害時医療施設」では、災害時医療施設として東京都災害拠点病院等を掲載しています。</p> <p>今後も民間事業者等に対しては東京都と連携して一斉帰宅抑制の周知啓発を行い、一時滞在施設の更なる拡充を図っていきます。</p>	2	67
10	第5章 基本方針・ 施策	P72「②施設・エリアの機能維持」アにおいて、「非常用電源の設置」を「自立分散型電源の設置」に変更することを提案します。	対象とする施設規模の大小に関わらず、停電時に対応できる設備として「非常用電源」と理解しやすい表現としています。	2	72
11	第5章 基本方針・ 施策	<p>新型コロナウイルス等の感染症対策として、避難関連施設においては、停電時においても換気・冷暖房機能を確保する必要があることから、以下のとおり変更することを提案します。</p> <p>P73「③避難関連施設の安全確保・機能維持」イにおいて、「避難生活の維持に資する設備(自家発電等)を導入します。」を「避難生活の維持に資する設備(自</p>	避難所毎に導入済みの設備等に違いがあるため、安全な避難生活を維持する設備の例示として、「自家発電等」と表現しています。	2	73

No.	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
		立分散型電源、停電対応型の換気・冷暖房設備等)を導入します。」に変更。			
12	第5章 基本方針・ 施策	令和5年3月に公表された港区消防団運営委員会の答申によると、「実戦的な活動訓練の実施場所の確保が必要」と指摘されています。具体的には(1)公園等公共施設の整備時には、実戦的な訓練場所や施設を確保できるよう計画段階から開発事業者を含め、実現に向け取組んでいく必要(2)大規模開発を行う事業者が訓練場所の整備を働きかけることや公有地を訓練に使用できるよう提供することを要望していく必要といった点が言及されていますが、素案では触れられていないように見受けられません。特に(1)は防災街づくり整備指針に盛り込むことがふさわしいと考えられます。	素案P8「(3)指針が対象とする内容」に示すように、本指針は主としてハード(施設の整備等)の側面からの防災街づくりや、極力被害を低減できるよう予防段階での備えを対象としています。消防訓練の重要性は認識していますが、訓練自体がソフトであるため本指針の対象からは外れることとなります。 なお、消防団運営委員会は、都知事の附属機関として、特別区ごとに設置されており、消防団の運営を円滑に行うことを目的としています。区では、「消防団補助事業に伴う事務処理要綱」及び「港区内消防団等補助金交付要綱」に基づき、消防団の円滑な活動を支援するため、運営経費の補助や、訓練出動手当の支給のほか、装備品の助成などを行っています。引き続き、区内消防署と連携し、消防団の実践的な現場力の向上に取り組んでいきます。	3	8
13	第5章 基本方針・ 施策	高層ビルや高層マンションの備蓄について、新築既存問わず、可能な範囲で各階や最寄り階に分散配置する備蓄量を増やすように強く誘導・推進できないでしょうか。	素案P66「⑤在宅避難の促進」において「港区マンション震災対策ハンドブック」を紹介しています。ハンドブックP25では「エレベーターが停止した時の備蓄品の配りやすさなどに配慮して、防災倉庫は小さくてもよいので、各階又は数階ごとに設置することが望ましいです。」と示しています。	3	66
14	第5章 基本方針・ 施策	3D都市モデル「PLATEAU」について、区の保有する道路の設備や植栽や共同溝や建物のデータ提供も含め、デジタルツイン分野での協力や連携を進め、防災や区の都市環境向上に役立ててほしいです。	3D都市モデル「PLATEAU」の防災分野以外での活用にあたっては、先進事例や国の動向等を注視するとともに、区が取り組むべき街の課題を見据え調査・研究していきます。	3	75
15	第5章 基本方針・ 施策	年始の能登半島地震での火災や、年末に赤羽で起きたような延焼火災が新橋や麻布、三田のような繁華街で起こりえるのではないかと危惧しています。町会や消防団の倉庫、訓練場所の確保について盛り込んでいただけないでしょうか。	区有施設の整備や民間の再開発の機会を捉え、防災施設及び訓練場所の確保に引き続き取り組んでいきます。	3	—
16	第5章 基本方針・	町会の防災用具を個人宅や自宅兼貸ビルの中で保管せざるを得ないため、この指針に倉庫の整備などをき	区有施設の整備や民間の再開発の機会を捉え、防災施設及び訓練場所の確保に引き続き取り組んでいきます。	3	—

No.	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
	施策	ちんと書いてほしいです。			
17	第5章 基本方針・ 施策	消防団の格納庫整備についても、この指針に盛り込むなど、区の力を貸してほしいです。	区有施設の整備や民間の再開発の機会を捉え、防災施設及び訓練場所の確保に引き続き取り組んでいきます。	3	—
18	第5章 基本方針・ 施策	都が去年公表した首都直下型地震の人的被害は数千人規模で、負傷者を手当・収容する施設容量があるのでしょうか。	「港区地域防災計画 令和6年3月修正(素案)」P2-130で示すとおり、医療救護体制として、区内病院のうち東京都の災害拠点病院に3か所、災害拠点連携病院に3か所を指定しています。また、災害時の緊急医療救護所に関する協定を区内12病院と締結しています。また、震災資料編P166「震3-11-1 災害時医療施設」では、災害時医療施設として東京都災害拠点病院等を掲載しています。	3	—
19	第5章 基本方針・ 施策	「ペットと同伴(同室)避難」などはペットを飼っている方の精神衛生上とても大事な事で、「ペット防災」について防災計画が必要と思います。	「港区地域防災計画 令和6年3月修正(素案)」P2-126「⑥ 区民避難所(地域防災拠点)における飼養動物(ペット)の対応」に示すように、飼養動物の受入れを行う区民避難所は、原則として区内小・中学校等の敷地内に飼養動物の飼育場所が十分に確保できる施設を対象としています。区民避難所へ同行避難された飼養動物を適切に飼育・保護するため、一定の配慮の元、区は、公益社団法人東京都獣医師会中央支部等と連携し、災害時の飼養動物保護策等に取り組みます。	3	—
20	第5章 基本方針・ 施策	「東京都の新たな被害想定」において一時滞在施設も備蓄品が枯渇する可能性があることが指摘されています。港区地域防災計画(案)では、避難所については「物資輸送の体制を強化する方針」が示されているものの、一時滞在施設については考慮されていません。一時滞在施設における備蓄品の枯渇への対応策について示していただきたいです。また、可能な限り在宅避難ができるよう、家庭への備蓄品の支援等を併せて検討すべきです。	帰宅困難者対策の前提として、発災後72時間程度は人命救助のための緊急車両の妨げや群衆雪崩等による二次災害を防止するために一斉帰宅の抑制を主な目的としています。そのため、一時滞在施設となる事業者には、3日間留められる物資を備蓄していただくよう協定を締結しています。 現状の考えとしては、帰宅困難者を一時滞在施設に3日間留め、4日目以降は順次帰宅困難者の帰宅を進めることを想定としており、長期的に滞在する区民避難所とは性質が異なることから、物資輸送は区民避難所への物資供給のみとしています。 今後も国や東京都と連携し、帰宅困難者対策の更なる充実を図っていきます。 在宅避難者への支援については、区では、家庭での震災対策	3	—

No.	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
			<p>として、家具の転倒防止やガラスの飛散防止のため「家具転倒防止器具等の助成」を実施し、自ら器具等を取り付けることが困難な障害者や高齢者、妊産婦、ひとり親世帯に対して取付を支援しています。</p> <p>また、令和5年度には全世帯を対象として「災害用携帯トイレ」をお住いの世帯人数分無償配布し、在宅避難への更なる支援を行っています。</p>		
21	第5章 基本方針・ 施策	自動販売機について、災害時供給ベンダーなどと呼ばれる災害時に内部飲料が排出可能な自販機の優先的な設置・置き換えを推進できないでしょうか。	港区では平成31年1月に公衆無線LAN付高機能自動販売機設置に関する連携協定を民間事業者3社と締結し、災害時に貯蔵飲料を無償で提供できるようになっているだけでなく、ダストボックス上部の空きスペースに災害対策用備蓄品を格納した自動販売機を区内8か所に設置しています。このような自動販売機を設置し維持していくには、民間事業者の理解と協力が不可欠となっています。	3	—
22	第5章 基本方針・ 施策	災害時の情報収集・提供として記載されているが、デマ拡大抑止は重要であり、情報信ぴょう性の分析と判断・対応の迅速化は力を入れてほしいです。また、公的な情報発信にもさらに力を入れ、デマや誤情報を否定するアクションを取ることも念頭に置いてほしいです。	区ではAIによる情報解析技術を用いることにより、SNS上の情報をより信頼性ある、正確性の高い情報として入手することができる体制を整えています。また、今年度から通常のホームページとは別に防災webポータルを構築し、災害時の情報発信の強化を図っています。	3	—
23	第5章 基本方針・ 施策	地球温暖化による海面上昇が懸念されています。区としても、将来的な海面上昇を考慮した防災計画を進めてほしいです。	区では「港区地域防災計画 令和6年3月修正（素案）」風水害第2部第2章に記載の通り、浸水が想定される施設について、施設への浸水を防ぎ、区民サービスに影響が生じないようにするとともに、災害対応拠点や区民避難所としての機能を確保するため、浸水が想定される出入口等に止水板や止水シートを設置しています。	3	—
24	第5章 基本方針・ 施策	異常気象が増加していることも踏まえ、区独自に豪雪の対応や対策について計画に盛り込むべきではないでしょうか。	区内における雪害については、天気予報等により事前に情報収集し対応策を準備することが可能となることから、本指針で対象とするハード（施設の整備等）の側面からの街づくりとは異なります。	3	—
			<p>なお、除雪態勢については、「港区地域防災計画 令和6年3月修正（素案）」風水害編素案 P3-17「第4節 港区の除雪</p>		

No.	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
			対策」に示すとおり、除雪対策本部を設置して対応することとしています。		
25	第5章 基本方針・ 施策	高速で安価で簡便な衛星通信サービス（スターリンク（Starlink）など）の提供が進んできています。地上の通信回線途絶に備え、そうしたサービスの利活用は考えているのでしょうか。今回の指針には記載しないとしても、進めてほしいです。	衛星通信サービス（スターリンク（Starlink）など）については、導入効果及び課題、先進事例等を注視していきます。	3	—
26	第5章 基本方針・ 施策	津波や島しょ部での火山活動等の災害により、避難者が多数竹芝を経由して移動する状況が考えられます。島しょ部からの避難者について何らかの想定や対応が定められていないなら、一定の考慮や対応計画の策定が必要なのではないでしょうか。	東京都では、島しょ部において噴火が発生した際の島外避難に関して火山避難計画を策定しています。火山避難計画においては、東京都福祉局が主体となり避難先を決定することとなり、社会福祉施設、医療機関、区市町村が受け入れを行うこととなります。なお、受け入れ自治体については島外避難の規模などをもとに決定されることになっています。	3	—